

第九十六回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和五十七年七月八日(木曜日)
午前十一時開会

委員の異動

七月六日
辞任
岡部 三郎君
村沢 牧君

補欠選任
松垣徳太郎君
志苦 裕君

七月七日
辞任
松垣徳太郎君
志苦 裕君

補欠選任
岡部 三郎君
村沢 牧君

七月八日
辞任
坂倉 藤吾君

補欠選任
高杉 勉忠君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

坂元 親男君
下条進一郎君
鈴木 正一君
宮田 輝君
村沢 牧君
鶴岡 洋君

委員

岡部 三郎君
北 修二君
熊谷太三郎君
熊谷 弘君
蔵内 修治君
古賀雷四郎君
田原 武雄君
高木 正明君
中村 慎二君
勝又 武一君

國務大臣
農林水産大臣

川村 清一君
高杉 勉忠君
中野 明君
藤原 房雄君
下田 京子君
田淵 哲也君

政府委員
農林水産政務次官

成相 善十君

農林水産省農蚕
園芸局長

小島 和義君

農林水産技術会
議事務局局長

岸 國平君

事務局側
常任委員会専門
員

安達 正君

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆
議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま
す。

村沢牧君の委員の異動に伴い、理事が欠員と
なっておりますので、その補欠選任を行いたいと
存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に村沢牧君を指名いたします。

○委員長(坂元親男君) 種苗法の一部を改正する
法律案を議題といたします。
本案につきましては、すでに趣旨説明を聴取し
ておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○川村清一君 種苗法について質問をいたします
が、本法律につきましては、これは昭和五十三年
第八十四回国会でずいぶん時間をかけてまして慎重
審議されて可決された法律案でございまして、当
時小島局長は審議官であられまして答弁にほとん
ど当たられたと。小島さんはこの道のベテラン、
専門家でございましていろいろ御質問いたしま
すが、あのときにはいろいろ審議されまして最後
には附帯決議もつけられて本委員会を通つてい
るわけでありまして、その後この法律運用につきま
してどうであつたのかといったようなことにつ
きまして概略まず御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(小島和義君) 種苗法は、いま御指摘
になりましたように第八十四通常国会におきまし
て農産種苗法の一部を改正する法律という形をも
ちまして制定されたものでございまして。その後五
十三年の七月に公布されましたとします農林
水産種苗並びに手続などの検討作業を経まして同
年十二月二十八日に施行になっております。

これに対応いたしまして法の運用体制につきま
しても逐次整備を図つてまいりました。すなわ
ち、組織面では五十四年に農蚕園芸局の中に種苗
課を新設いたしましたし出願品種の審査を行います
審査官も逐年増強いたしましてまいっております。ま
た、実務の面では作物別の審査基準を設定いたし
まして出願品種の個別の審査を行うとともに、既
存の品種の特性につきましての情報検索をスムー
ズに行いますためのコンピューターの利用システ

ムの開発でございましてか種子の保存庫、これに
はキノコの菌種の保存庫もございしますが、そう
いったものの整備を図つてまいっております。ま
たこの間、都道府県、団体等を通じて制度の
PRにも努めてきております。

その結果といたしまして、品種登録の出願件数
は五十四年が八十五件、五十五年が百三十九件、
五十六年が二百四十八件と年々倍々に近い形で増
加をしております。審査を経まして登録をい
たしましたものもこれまでに二百八十六件に相
なっております。

以上のとおり種苗法の施行によりまして品種登
録制度の発足三年余りを経過しました今日、出願
及びその受け入れにつきましての国内体制はほぼ
整備されるに至つたというふうに見えておるわけ
でございまして。

これと時を同じくいたしまして昨年の十一月に
新しい植物新品種保護条約、いわゆる一九七八年
条約と呼ばれておりますものが発効をいたしました
ので、そこでわが国もこの条約に加盟をいたしまし
て国際的な制度に参画していくというこにいた
しておるわけでございます。すでに条約の批准
案件につきましては衆参両院の御可決をちょうだ
いいたしております。

一方、その品種登録制度と並びまして種苗法の
柱でございまして指定種苗制度というのがございま
して、法の定めるところに従ひまして適正な品質
表示、円滑な生産流通を行う、こういう仕組みが
ございまして、種苗検査等を通じて優良な種
苗の生産流通に努めてきておるわけでございます。

また、前回の法改正で新しく設けられました種
苗業者が遵守すべき生産流通に関する基準という
ものにつきましては、各作物別の生産流通の実態
把握に努めてまいっております。特に流通量の

を奨励品種として選定し、普及すると、こういうことが定められておるわけでございます。そのほかの作物におきましても、たとえば飼料作物でございまして畜産局の方におきまして飼料作物優良品種普及促進事業というふうな補助事業がございまして、また野菜につきましても同じような事業によって優良な品種をそれぞれの地域に導入していく、そういうことを別途進めておるわけでございます。またパレイシヨとかサトウキビ、お茶などにつきましては、国がみずから農場を持ちまして原産種あるいは原種を生産、管理していい品種を普及するというのを直接手がけておるものもございまして、ただ、欠けておる点と申しますと、果樹のようなものになりますと、これは品種も非常に多いわけでございますが、同時に個人育種が非常に多いわけでございます。米、麦のようなものになりますと、公共育種が多いものでございまして、育成の過程におきましてあらかじめ現地適応試験のようなものをやりまして各地域における品種の適応性を調べました上で品種として確定をする、こういうことが普通でございまして、個人育種家にもその期待をするというところは非常にむずかしいわけでございまして、そこで、そういったものにつきましては、これは果樹の種苗関係の団体を煩わしまして、新しく登録になりました品種についての現地適応試験のようなものをやっていたら、それを通じて、どういう場所においてその品種の特性が十分発揮できるかという判定をやっていたらというのを五十七年度から手がけてまいりたいと思っております。もちろん果樹に限定的に考えておるわけではございませんで、その事業の成果を見ました上でさらに必要なものがあるれば対象も拡充するといふつもりは持っておりますわけでございます。

○川村清一君 米、麦等の品種について、都道府県等の公共育種につきましてもまた後ほど尋ねします。

そこで、ある育成者が優秀な新しい品種を開発した、その品種を栽培農家が利用をしたいと思

わけでありまして、品種の登録者はだれにも許諾しないと、種苗の供給も十分に行わない、いわば一人占めといったような状況が続くようでありまして、品種登録制度はわが国の農業の振興を図るという観点から見て決してプラスではない、こういうふうな考え方でございまして、なるほどこの法律の目的というものは、一面育成者の地位を高めることを内容に盛った制度でございまして、目的としておるわけでございまして、その育成された優秀な品種が一定のルールのもとに広く活用できるようにするもの、この制度の究極的な目的ではないかと思うわけでございまして、

そこで、品種登録された品種の許諾といいますが、あるいは利用といいますが、これが円滑に行われているのかどうかということをつつ聞きたい、また品種登録制度が設けられたことによつて登録品種も値段が上がつて、これが一般の種苗価格をさらに引き上げるというような事態が生じていないのかどうかということもちょっと心配なんです、これをあわせて御意見を伺いたい、こう思うわけでございまして、

○政府委員(小島和義君) 品種登録の制度自体は新しい品種を育成した者の権利を保護する、それは具体的に申しますと、その品種を種苗として売りたいという人は登録を持って人から許諾をもらわなければならない。許諾をもらうに当たりますと、通常金銭の授受が行われるのが普通でございまして、そういう許諾料を通じて品種の育成者が経済的な補償を受けると、こういう仕組みなわけでございまして、理屈の上ではその新しい品種についての種代といふものが許諾料の分だけコストアップになつていまして、理屈の上ではそういうことなわけでございまして、ただ、実態を見てまいりますと、その品種の育成者は自分の育成したものができるだけ幅広く使わしまして、それによつてみずからの経済的な問題ももちろんございまして、品種育成者としての名譽と申します、満足感といふものも得るわけでござい

ますので、できるだけそれを広めたいという願望を持っていますことは間違いないわけでございまして、ただ、先ほど申し上げました果樹のようなものになりますと、全国的にそれを広めるといふよりは、みずからの居住地を中心としたしまして新しい産地づくりをいたしまして、ほかに先駆けまして一つの主産地をつくらうと、こういう動きもございまして、全国的に売り出すものが一般的であるとは限らないわけでございまして、地元の農協などを通じてできるだけこの周辺部分に限定的に産地をつくっていく。したがって、新しい品種のメリットは、種苗の販売ということよりは、むしろ優秀な果実を市場に出荷するという形で得ていくこと、こういう動きもございまして、一概に全国流通を広めておるとは言いたくないものもあるわけでございまして、野菜、花等になりますと、これは種苗会社が品種育成をしている場合が多いものでございまして、できるだけ幅広く売りたいといふ、こういう気持ちもございまして、みずから販売する場合もございまして、ほかの種苗業者に権利継承をいたしましてそこで生産販売をするというケースもございまして、先ほど申し上げました許諾料の実態、これはまあ相対的の問題でございまして、一概には言いたくないのでございまして、総体として申しますならば、新しい品種といえどもいままでの品種とまあ若干の特性上の優劣性があるといふことでございまして、完全な独占的なものとして売られるということはないわけでございまして、品種の優秀性、その種の需給関係あるいはその生産に要しますコストといふものが種苗代といふものを決定づけておるわけでございまして、理屈上は、先ほど申し上げましたように、許諾料を上乗せしているとは申しながら、特にこれによつて種代が高くなつていという現状にはございせん。また各種の農産物の生産費調査といふものから眺めてみましても、大体種苗代というのは構成比では横ばいになつておるようでございまして、それは一つには、種苗代が多

くはそれ自体が農産物でございまして、農産物のコストが上がるような要因がある場合には種の方もそのコストが上がるということになりますので、生産費調査などで眺めてみますとおおむね構成比としては横ばいという状態にございまして、しかしながら、今後新しい品種が育成されてまいります過程におきましては、御指摘のような心配が全くないと思つておるわけではございせんので、絶えず流通実態についてはよく注意をいたしまして、御心配のような向きが生まれように注意してまいりたいと考えております。

○川村清一君 ただいまの御答弁によりますれば、種苗の値段が不当に値上がりしておるといったような事態は生じてないということでございます。しかし、いまもお話ありましたが、野菜の種子についてこういう話があるわけでありまして、業界では近年大手の企業による寡占化が進行しておる。一部には独占価格めいたものも形成されておるといったような声もあるわけであります。特に申し上げておかなければならないのは、野菜の種子で交配種、一代交配種ですね、いわゆるF1ですね、これが野菜の種子の中心になつておる。私どもが、私の家でもちよつとトウモロコシなんかつくるときにもその種子で、これはやっぱりF1を買つてきて使つておるわけでございまして、農家は毎年毎年種子を種苗業者から買わなければならないわけですね。昔のように固定種が中心の時代だと農家は自家採種をすることができたわけでありまして、F1の場合には自家採種はできないから種苗会社からどうしでも購入しなければならぬ、こういうことになりまして、したがって、大手企業によつて独占価格が形成される。このため種苗価格が不当に値上がりしておる、こういう事態があると私どもは聞いておるわけであります。野菜栽培農家に

こと、種苗価格の不当な値上がりなどというものは、そんなものは生じておらないとここで断言できるのかどうか、これをお答えいただきたい。

○政府委員(小島和義君) 確かにその野菜の種子などにおきましてF1品種がふえてきているというのことは事実でございます。また、御承知のように種苗業者の中にはいわゆる大手企業と呼ばれる会社もございまして、その市場占拠率から見ますとかなり高いものがあるわけでございます。ただ、そのすべてが自社生産ということではございませんで、他の専門を持っております種苗業者から販売委託を受けてまして、その大手のブランドで売っておるといふものもあるわけでございますが、したがって、その生産量ということから見ますと、必ずしもそのシェアは大きいわけではございません。またその種苗業者の実態を眺めてみますと、全体で二百ぐらいの種苗生産をやっておる業者がございまして、その中においては特定の野菜、たとえばキュウリでありますとかあるいはゴボウでありますとか白菜でありますとか、そういうものにつきましては大手よりもむしろすぐれた特定の品種を持つていてという業者もございまして、それから在来品種のようなものになりますと、市場に密着した業者が昔から生産を続けておると、こういう実態もあるわけでございますから、市場の実態から見ますと、それぞれの品種によって異なりま

すけれども、やはり相当苛烈な競争を展開いたしておるわけでございます。

それから、種代ということになりますと、これは非常に多岐にわたりますので、ものによりまして多少の違いはあるかと思ひますが、たとえば農作物価、賃金というふうなもので眺めてまいりますと、農産物価格が非常に値上がりするような場合、たとえば第一次石油ショックでございまして、たまた第二次石油ショックのような場合にはさまざまな物財費が値上がりをしていまして、それによつて農産物の生産費もまた値上がりをする、こういう時期がございまして、そういう場合には、種代もまた大体同じような傾向で値上がりをするわけ

でございます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、種もまたそれ自体が農産物であるという点がございまして、農業生産に関係あります諸資材が値上がりいたしましたり労賃が値上がりいたしますと、種のコストとしても上がつていくという意味ではおおむねパラレルな関係ができてきているというふうに見えておるわけでございます。したがって、価格が全体固定してきているかということではございますが、それなりの上昇はあるわけでございますが、農産物そのもののコストの上昇、あるいはほかの資材の上昇といったものとの関係で眺めてみますと、特に種代が極端な値上がりをしておるといふ事態にはないという点を申し上げておるわけでござい

ます。

○川村清一君 今度は、種苗を販売しておる種苗業者について伺ひますが、これとまた農家との、農業との関連について伺ひたいわけですが、大手企業のシェアというものは次第にやつぱり高まつてきているでしよう、そういうことはないのですか。そうすると、中小の種苗業者というのは圧迫されてきておる、こういう事態が生じていないかどうかということが一点ですね。

次に、中小種苗業者は、大体において昔からその地域に密着しておりまして、地域に適した特色のある品種を地元農家に供給する、こういうような重要な役割りを担つてきておるわけですね。これが大手企業に圧迫されて経営不振に陥るとい

うのは、やはり地域農業の振興という観点から考へていつて支障があるのではないかと、こう考へるわけですが、いわゆる地域農業振興という立場から、種苗業者というものがどうあるべきかといったようなことについて農水省のお考えをお聞かせ

いただきますと思ひます。

○政府委員(小島和義君) 先ほど申し上げましたように、中小の種苗業者といへどもそれぞれ特色のある作物ごとの品種を持つておるといふのが実情でございまして、資本その他の規模が小さいからといって直ちに競争面において弱者の立場に立

たされるということだけではないわけでござい

ます。

ただ、最近の傾向を眺めてみますと、販売面の品ぞろえみたいな動きがございまして、自社生産の種子を販売面においては大手に委託をしてしま

う、こういう傾向もございまして、その意味では大手のシェアというのはかなり高いものになつてきておるわけでございます。ただ、そのことが

中小の経営を脅かすというふうな事態に立ち至つてい

るというふうには見ておらないわけでござい

ます。

それから、お話しございましたように、日本列島北から南まで非常に地域が南北に長うござい

まして、それぞれの地域的な特色があるわけでござい

ます。同じ種類の作物でございまして地域的な特性というものがおのずから違つてくるわけでござ

いますから、その意味では従来から地域に密着した種苗業者の存在というものは大変貴重なものであると思つております、そういった方々の新しい品種育成上の必要な手段、たとえば品種改良の母本を提供するといふふうなことにつきまして

は、国の試験場もせいぜい心がけてきておるわけでございまして、大手であるから中小であるからという

こととの差別なく行つておるつもりでござい

ます。

また、そういう中小の関係者がみずから育成しました品種につきまして、その品種の権利保護が行われるという今日の種苗登録制度の存在自体

も、いい品種を持つておる中小といふものを保護するために一つの役割りを果たすのではないかと、

かように考へております。

○川村清一君 それでは、先ほど局長がお話あり

ました国あるいは都道府県で育成された品種、いわゆる公共育成の新しい品種でございまして、こ

れは農家に普及して初めて実を結ぶものである、

こう考へております。したがって、これを育成する

ございますし、また、先ほどお話がありましたようにF1をつくって販売品種にする場合もございませうから、国、県の試験場が米麦の場合のように出回っておりまものの相当部分の品種を提供してという現実じゃないわけでございます、どちらかと申しますと基礎的な研究ないしは品種改良のものになる部分をつくるという段階が主でございます。そういったものにつきましては、先ほど申し上げましたように、これをこの種苗会社に提供するかということになりますと、国、県という公共的な性格から言いまして、特定の業者に提供することではなくて、いろんな形に御希望によつて配布をいたしまして、それぞれがまたそれをもとにしまして新しい品種をつくり出して売っていただく、こういう対応をいたしておりますので、公共育種が特定の種苗業者を利用することにならないような仕組みになっておると思つておるわけでございます。

○川村清一君 新しい品種を育成するにつきましては、いまもお話ありましたが、原種、原原種といったいわゆる既存のものがやはりしかと管理されておらなければならぬと思うわけでございますが、それらの既存のものについていわゆる原種、原原種等につきましてはどのような管理をしているのか、管理体制はどうなっているのかといったようなことについて伺いたいと思うわけでございます。

○政府委員(岸國平君) お答え申し上げます。ただいま御質問のございました原種、原原種というものの保存あるいは配布の状況はどうなっているかということでございますが、これにつきましては私も国の試験研究機関におきまして主にその業務を実施いたしております。特に、現在筑波にございます農業技術研究所に種子の導入、保存、それから配布等を実施しておりますが、かなり大きな、現在予定いたしました約五万点を貯蔵できる施設を持つておりまして、その施設に現在貯蔵しておりますのが約三万点でございますが、そ

のほか国の試験研究機関全部を合わせまして約七万点ぐらい保存をいたしております。それらにつきましては、さらに外国から新しいものを導入するということも図っておりますが、現在あります原種あるいは原原種といった育種の基本になるようなものにつきましてはしっかりと保存をいたし、また、要望に応じまして配布ができるようにいたしております。

○川村清一君 次にお尋ねしたいことは、私は余り学がないのでよくわからないんですけども、近年育種振興の上で遺伝子工学というものが大きな役割を果たしてきておるようでございまして、これは一体どうなのか。と申しますのは、この七月の五日の日に経にこういうような記事が出ておるわけですね。「先端農業へ遺伝情報充実 種子収集・利用システム」という見出しで、前の方をちょっと読みますと、こういうことが書かれてい るんですが、「農林水産省は農業の最先端技術の開発に力を入れる方針を固め、その一環として五十八年度から稲や麦などの遺伝資源の収集、保存、管理、利用の体系的なシステムづくりに着手する考えである。農業分野では遺伝子工学の将来性が期待されているが、こうした最先端技術開発を進めるためには、その基礎となる遺伝資源を世界各国から収集、さらに広範に利用できるシステムが必要である。同省はこのための費用として約五億円を来年度予算要求する方針だ。」これは前の方だけを讀んだわけですが、こういうことを書かれてい るんですが、これについて、これは農水省からひとつどういう考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(岸國平君) ただいまの先生御指摘の記事につきましては、私ももうそういう記事が載つておりましたことを承知をいたしております。で、その中身がすべて私も考えているとおりのことではございませんで、予算額につきましても必ずしもそのとおりではございませんで、考え方といたしましてはあのような考えを持つておりまして、五十八年度予算でそういうこ

とを要求をしてみたいなというふうな考えをしております。

なお先生の御指摘の遺伝子工学の点についてどういう状態になっているかということについて特別にお答えを申し上げますが、御指摘のように、遺伝子工学関係の研究あるいは技術というものは、今後植物、作物の育種に関して非常に重要な意義を持つておるというふうな考えをしております。ただ、新聞等よく伝えられております遺伝子組みかえといったような一番現在の最先端にありま 点につきましては、これはまだ直接いまの段階で作物の育種にすぐ使える段階ではないという状況でございます。実際に世界でもそれが活用されておりますのは主に微生物の段階であるという 点につきましては、作物にもこれは十分活用される技術であるというふうな考えをしております。で、いまからそれに積極的な研究対応をしなければならないというふうな考えをしております。先ほどの記事にありましたことにつきまして、そのことについても頭に置きまして、そういう新しい技術を使つて将来非常に役に立つ品種をつくり出すというためには、そのもとになる遺伝資源を十分に確保しておかなければいけないという考えのもとに現在予算の作業なども進めているところでございます。

なお、遺伝子工学につきましては、昨年、五十七年度の予算としてお願いをいたしまして、認められたものが細胞融合、核移植、そういうたものな技術を使つて新しい作物をつくり出すというよう な予算が認められまして、すでに五十七年度から研究を開始いたしております。

以上のような状況でございます。

○川村清一君 局長、お尋ねしますが、いま日本が外国から輸入している穀物の量はどのくらいですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 二千五百万トン。

○川村清一君 いま大臣がおっしゃったように、莫大な数量を輸入しておるんですね。一方、主食

であるお米の方は余つて余つて過剰で困つておるというのが農林水産省もこれを繰り返して言われておるわけですね。ところが穀物の方は二千五百万トンも輸入しておる。何となくこれは矛盾しているわけですね。日本は幸せなのか、不幸なのか知らぬけれども、とにかくお米はうんと余つておる、そして生産者米価は上げられない。一方、穀物はそんなに輸入して自給率は三〇〇程度といったような状態である。ところが一方目を南の国の方、いわゆる開発途上国の方に向けていくという、もう食べる物がなくて餓死していく、飢え死にしていくな状態、それほど世界全部から、地球上全部から考えるという、これは余つておるんじゃないかと、穀物が非常に不足をしておる、こういうことなんですね。したがつて、日本が輸入をふやせばふやすほど逆に開発途上国の方々はますます飢えていく、こういったようなことになつておるわけですね。そこで私も、大量の食糧を輸入しておる日本としては、開発途上国に対して食糧増産のための技術協力をしていくということはきわめて重要な課題であつて、田澤農林大臣も常日ごろそれはおっしゃつておる。それで行政を進めていこうというわけですが、やはりもうと、穀物、食糧、この増産を世界じゅうに図つていかなければならぬ。特に開発途上国の南の方の国々にそれを図つていかなければならぬ。そのためには品種改良ということも重要な問題になつてきて、この国際協力ということが重要な課題になつてきておるわけでありまして、そこで、いま御説明のあつた遺伝子工学というものも重要な意義を持つてくる。残念ながら、私は、古い人間でありますから、遺伝子工学といったつてどういふ学問なのかよく存じませんけれども、とにかく遺伝資源としての種苗の相互交換、こういうようなこともやはり必要なことではないか、こう考えておるわけですね。

そこで、いま種苗法ができて、そして七八年条約に加盟することになるわけですが、この

が特色でございますので、お話ございましたように、育成者の権利というのは種苗販売業者にしかならないと、こういうのがこの法制の特色でございます。

ただ、お話ございましたように、種苗として販売するわけではございません、その植物の一部をたとえば葉挿しでありますとか、芽挿しでありまして、このことによりまして容易に繁殖し得るものにつきましては、必ずしも種苗という形態でなく、むしろその植物体の全体あるいは一部という形で販売するものでも種苗販売と同じように権利保護の対象にしよう、というのがこの法制でございます。

現在、その意味で種苗と同じように扱われておりますもの、きわめて容易に繁殖する植物というのは、省令で百七種類の植物の指定をいたしております、これはもういわゆる観賞用の植物だけでございまして、大体現在のところ必要な範囲をすべてカバーしているのではないかと、いうふうに考えております。ただ、今後いろいろ新しい植物も出てまいりますし、またいままで以上に繁殖が容易になるというふうな事態が出てまいりますれば、十分検討した上で追加をしていくということも検討してまいりたいと考えております。

○川村清一君　そうすると、結論的に言えば、現在のところは育成者の権利が保護されておると、こういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(小島和義君)　ただいまの百七種類で特に大きな問題が生じておるといふふうには考えておりませんが、今後事態の推移を見まして、これまでの対象植物百七種類と同じようなものが出てまいりますということになりますれば、追加をするということにやぶさかでないわけでございます。

○川村清一君　現在のこの法律の第十二条の五の第三項において、品種保護の権利が侵害された際の差しとめ、損害賠償請求の規定が書かれておりますけれども、制度発足後の規定が行使された

事例がありますかどうかお尋ねします。
○政府委員(小島和義君)　実際に起こりました問題でいけば法律上の争いになったというケースはございませんで、事実上話し合いで解決がついたというケースはあるようでございます。

○川村清一君　同じような種類の法律に特許法がありますね。特許法には予防請求の規定があるんですが、これにはないです。したがって、この差しとめ、損害賠償請求の規定、これは特許法にありますが、この予防請求という意味で読み取れるかどうか。いわゆる特許法第百条の予防請求というものとこれは同じものなのかどうか。権利侵害に対する予防請求規定の必要性はないのかどうか。特許法にありますが、この種苗法にはそういう予防請求権に関する明文規定というものが要らないのかどうか。これに対する政府の見解を伺いたい。

○政府委員(小島和義君)　お話の点は種苗法をつくりましたときの一つの法律上の問題点であったわけでございますけれども、現在の種苗法の差しとめ請求につきましては、違法行為にまだ完全に着手はしていないけれども、行為が行われることが具体的に明確になっている場合には、その行為の着手をやめるべきことを請求するいわゆる予防請求でございますが、それもこの条文によつて認められるという解釈でこの規定を置いておるわけでございます。

○川村清一君　そうすると、特許法にある予防請求の規定、これが本法に言うところの差しとめ、それから損害賠償請求というものと同一ようなものである、こういうふうな解釈でいいんですか。

○政府委員(小島和義君)　私どもは大体そのように解釈をいたしております。

○川村清一君　次に、わが国の種苗管理の実情についてお尋ねしたいと思うんですが、先ほど主要農作物種子法で言うところの稲、大麦、小麦、裸麦、大豆等の主要農産物については都道府県が自県内で普及させるために奨励品種ということで決

定して、そして優良種子として普及に努めておる、これが実態でございますが、その他野菜とか果樹とかの指定種苗についてどうするかという、いろいろあるわけでありまして、それは一番先に局長からお話があったので大体わかりましたけれども、これを欧米諸国の種苗管理の実態と照らしみてどうなんでしょうか。欧米各国の相当これはやかましいことになっておる。これは調査室からいただいた資料ですが、これを読んでみますと、たとえばECにおきましては、公的機関の管理のもとに生産された種子でなければ販売できないことになっておる。また、EC共通の品種カタログがあり、これに登録されるためには、加盟国のいづれかの国で、その品種の特性について区別性、均一性、安定性、さらに主要農作物にあつては経済性の審査を受け、その要件を満たすことが必要とされている。また、OECDでは、種子の国際貿易を円滑にするため、牧草、穀物、野菜類等の種子について、先進国共通の品種証明制度がある。このOECD種子制度への参加は任意であり、参加国は自国内で生産した種子について公的検査機関が参加国共通の検査規定に従つて品種の純度等を検査し、共通の検査証明書を発行している。(日本は現在、牧草種子についてOECD品種証明制度に参加している。)、こういうようなことが書かれておるのでありますが、ずいぶんヨーロッパの方、欧米の種苗管理というものはわが国に比べては非常にきついのではないか、こういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(小島和義君)　現在、ECが採用しておりますこれは野菜種子の公的管理制度というものがあつてございまして、内容をよく調べてみますと、これには実は三段階ございまして、基礎種子、証明種子、標準種子という三段階がございまして、この三段階すべてが公的機関によつて完全に管理されておるといふわけではないようでございます。実際の扱いといたしましては、第一段階の基礎種子につきましては、公的機関により採

種圃場のすべてを検査するというものでございまして、それから第二段階の証明種子、これは公的機関によつて最低二割の抽出検査をする、こういう種子でございます。第三段階の標準種子は、公的機関による採種圃場の検査は原則的に行つておりませんで、何か問題が生じた場合に公的機関が検査をするという扱いでございます。実際の流通量で眺めますと、種子の九九％はその第三段階の標準種子ということになるわけでございますので、公的な管理制度とはいへながら多少羊頭狗肉の点がございまして、これに比較をいたしますと、わが国の種子の流通制度は、先ほど主要農作物等については申し上げましたように原種、原種の段階は公的機関がみずから行い、採種圃段階におきましても圃場の検査等を行つた上で主要農作物種子として流通をさせていただきます。ですから、見方によりましてわが国の方がはるかに厳しいという見方もできるわけでございます。

それから、OECDの種子証明制度、これは先進国共通のものとして特定のその国で検査を受けたものについては他の国も自由に流通をさせる、こういうことでございまして、わが国の場合には飼料作物についてのこのOECDの共通行動には加盟をいたしております、その恩恵に浴しておるわけでございます。そのほかの種子につきましては、実際にその国内で流通しておりますものと他の諸国で流通しておりますものとまあ物自体がかなり違つておるといふ現実もございしますので、ただいまのところこれに加盟するという意図は持つていないわけでございますけれども、世界のそういう諸制度につきましては常に関心をもちまして、わが国において参考になるべきものがあれば取り入れていくということについてはやぶさかでないわけでございます。

○川村清一君　欧米の種苗管理と日本の管理方針と違つておる、こういう相違から国際流通上問題となつたそういう事例がないのかどうかというところを一点お伺いしたいということ、ただいまの小島局長の御答弁では、ECやOECDより

もわが国の方の管理の方がずっと進んでおるんだというふうなまあ御自慢のような御答弁があつたわけでございますが、そうであるとするならば、種苗の検査方法であるとか規格等を改善する必要はもうないのか、品種特性の維持管理に関して国際流通上これで絶対支障はない、こういうことを断言できるのかどうか、この辺明らかにしていただきたい。

○政府委員(小島和義君) 流通種子に対する対策といましては、旧農産種苗法の時代におきましては、まさに流通しております種子を採種いたしました農林省の検査室で表示、内容、重量、発芽率、そういったものを検査をいたしまして、もし問題があればその関係する業者に対して指示をしていく、こういう仕組みをとっておたわけでございます。ところが、実際問題といたしまして、もう流通段階まで出回ってからその検査をするというのでは必ずしも対策として十分でないわけでございます。流通する以前の、つまり採種段階、それから流通業者の種子の調整とか保管、そういう段階で適正な管理がなされなければいけないのが出てこないということでございます。そういうこともございまして、先般の改正におきまして、指定種苗についての生産、流通業者が遵守すべき基準というのを農林水産大臣が定めることができることにいたしております。もちろんこれはまあいわば強行規定というものではございまして、種の生産段階、流通段階においてそれぞれ守らなさいかぬ基準を示しまして、それに合致をしない生産、流通をやっております場合に勧告をするということでございまして、強行規定ではないわけでございますが、いずれにしてもこの段階、種がつくられますものと段階、流通のものと段階でいいものを流通していくという努力をつけ加えることによりまして、流通種苗に対する対策というものは農産種苗法時代よりは一段と進んだというふうな考えておるわけでございます。主要農産物につきましては、先ほど申し上げましたような体制がすでにございますので、この

生産、流通に関する基準もそういう公的な管理を直接にやらない野菜でありますとか、花卉でありますとか、そういったものが第一次的には取り上げられることになりまして、今後必要に応じて対象種子の範囲は拡大をしていくつもりでございます。

○川村清一君 それではもう時間がありませんので、法律の改正部分についてお尋ねしますが、品種登録を受けることができる外国人というものが拡大されたわけですね。七八年条約三条の規定との整合性を図るために、新たに七八年条約の加盟国に住所等を有する者についても品種登録を受けることになったわけでありまして、そこで、条約加盟国の国籍を持つておられない、単に住所等——これが等というのはいくつかの意味があるわけですが、現住所というの意味だと思われ、それから「若しくは居所」のこの居所というの意味ではないかと思われ、この居所と居所を保護の対象とする条約あるいは本改正案の趣旨を伺いたいわけでありまして、この居所という規定についての判断がむずかしいんであります、これはどういふふうな受けとらたらいのか、これを明らかにしていただきたい。

○政府委員(小島和義君) わが国の場合には、御承知のような単一民族でございますから、住んでおられます者のほとんどが日本国籍というところでございまして、諸外国の場合には必ずしも国籍と住所が一致をしないというケースがあるわけでございます。したがっていまして現行種苗法におきましては条約加盟以前の問題でございまして、国籍別の相互主義というものを規定いたしておるわけでございますが、今回条約加盟に伴いまして条約の定める内容に従いまして条約加盟国に住所または居所を有する者でありまして同じような扱いをしていくということにいたしましたわけでございます。

住所につきましては、実際に住んでおることとございまして、格別問題はないと思うのでございますが、居所というのはいかなるものかと

いうことについては、私もその条約の条文を見まして、実は多少戸惑いを感じておたわけでございますが、条約の表現がそのようになっておりますので、それに合わせて規定をいたしましたわけでございます。強いて居所の解釈はどうかというところであれば、単に一次的に住んでおる、たとえば旅行者がホテルに住んでおるというふうな意味での一時的な現在地ではなくて、やはり相当期間居住していただくことを要するものというふうな考えでおるわけでございます。したがっていまして日本人の場合で当てはめると、通常住所地というのには住民登録などによって証明されるわけでございますが、そういう生活の本拠地であるというところ、住所地になります、居所の場合、たとえば住民登録は移してないけれども、勤務の都合で北海道なら北海道に相当期間行つておるというふうな場合には、これは居所に該当するものであろう。したがって多くの場合には住所と居所というのが一致するのが普通でありまして、住所地だけでほとんどの場合をカバーできると思われ、けれども、いま申し上げたようなことで本当の本拠地であるところの住所地は変更してないけれども、相当期間に長い間居住しているという場合には居所で読むと、こういう意味の規定であらうというふうな解釈をいたしております。

○川村清一君 そうすると、この居所というのはいくつかあるのですか。日本では普通、住所と現住所とあります。現住所というの意味に解釈していいんですか。

○政府委員(小島和義君) 現住所というのは、どういう意味でおっしゃったのかわかりませんが、普通は住所というの、その人の生活の本拠地であるというふうな考えでございまして、いわゆる本籍地が戸籍上の登録場所であるのに比べて、実際に生活の本拠地になっておる場所であるというふうな考えでございまして、したがっていまさるわけでございますが、条約の上では住所のほかに居所というのものが入っておりますので、

から、日本の法制にこれを当てはめました場合にいかなるものが居所たり得るのかということについては、政府内部でも多分に議論があつたわけでございますが、通常は住所と居所は一致するものと考えておりますが、先ほど申し上げましたような事例で、住所は動かしでないけれども、相当長い期間他の場所に住んでおるという場合には居所に該当するものというところで、両方あわせて読めばいづれかカバーできるであらう、こういう意味で置いているわけでございます。

○川村清一君 国際条約ですから、それをどうとかこうとか言つてもしょうがありませんので、その辺で理解しておきます。

次に、日本国会で、外務委員会承認されましたから、七八年条約によいよ加盟するわけですね。そこでその条約の中には、加盟時に五種類以上、加盟後八年目に二十四種類以上がこの保護対象になると、こういうふうなことで、諸外国のあれがよくわかりませんけれども、わが国では、先ほど局長の御答弁であつたんですが、すでに三百八十三種類の植物が指定されているわけですね。ところが今度日本人が、たとえばアメリカカヘ、フランスへ、イギリスへこの登録を申請した場合において、加盟時において五種類以上、加盟後八年間に二十四種類以上と。イギリスがどれだけあつて、アメリカがどれだけあつて、フランスがどれだけあつて、それを承知しないでこれは質問している人ですから、的外れになるかもしれせんけれども、わが国は三百八十三種類という非常に多くの種類を政令で指定されているわけですね。そうすると、この条約に加盟することによって一体どんなメリットがあるのかどうか、それをお伺いしたいんです。

○政府委員(小島和義君) わが国の場合には実用に供されております植物の種類というものは大変多くございまして、勢い品種登録の対象となる植物の範囲も外国に比べてやや多目ということとございまして、外国の事例をちよつと申し上げますと、アメリカ

カはネガ方式と申しますか、特定のものを除くという方式をとっておりますので、それ以外のものはすべてカバーをしているという意味では、恐らく数を数えれば日本よりは多くなるかと思いますが、それに次ぐものとしたしましては、イギリスが三百七十二種類、それから西ドイツが六百一十一種類、デンマークが百二十七種類と、そういったところが欧米諸国では多い方でございますから、それと比較いたしますと日本の三百八十三というのはいさや多いと言つてもよろしいかと存じます。ただ、日本の方がそういうことでカバーする品種の種類が多くて、外国の方は必ずしも多くない。そういったしますと、外国人は日本にあれば登録を受けられるけれども、自国では受けられない。逆に日本人は、日本国内で品種登録を受けたものを外国へ持つていって登録をしようと思うと、その国では対象にしていけない、こういう事態が起こり得るわけでございますけれども、日本の法制もそうでございまして、作物別の相互主義というものをとっております。これは条約でもそういうことが認められておるわけでございまして、したがって、ある国の人が自国ではその品種について保護を受けられないけれども、日本にあれば品種保護は受けられるということはないようにしております。その人は自国で受けられる作物についてだけ日本国内でも同じような保護を受けられる、こういうことにはいたしておるわけでございまして、それから日本人の場合には、日本国内では制度がございまして保護が受けられますが、外国ではそういう制度がない。したがって外国では保護が受けられないということになるわけでございまして、相手国がそういう作物の追加をしない限りそれは制度的にはいかにともしがたい。今後国際条約の機構が十分に機能するようになりまして諸外国、外国との間でそれぞれの登録品種についての情報交換が活発になりますれば、お互いにそういうすき間を埋めていくという努力をしなければならぬわけでございまして、諸外国におきましてそれぞれ審査体制等の問題がござい

ますから、そう急激に変化があるとは思えませんが、情報交流を通じてそういったすき間は次第に埋まってくるものというふうに考えております。

○川村清一君 時間が来ましたのでこれで終わりますが、いま局長が言われましたように、国際条約というものにはすべて相互主義が主体になるわけだね。ところが、どうも日本は三百八十三種類、これが政令で指定されておると。外国の方は少ないと。そうすると、日本が向こうへ登録するにつれて、向こうの方に指定品種じゃないから登録されないということになれば、これはちつとも条約に加盟したことによってメリットがないわけですね。それはいわゆる国際条約の本旨からいって、相互主義の原則からいってちつともプラスになつていないというわけですから、これからも国際条約に加盟することは結構ですが、あくまでも相互主義の原則というものを余り後退させないような立場で、ちつとも利益がないような条約に加盟したつて得にもならないわけで、この点考えていただきたい。

最後に、大臣に要望することは、先ほど大臣が言われましたように、この新しい優秀な品種を開発するということはきわめて大事なことであつて、日本の農業発展のために必要不可欠からざることであり、また世界の食糧事情というものを好転させて、そして開発途上国の上にも、もう飢饉寸前にある方々のあれるをするためにも……

○委員長(坂元親男君) 川村君に申し上げます。ごく簡単に……

○川村清一君 ぜひそれを進めていただくことと、それからさつき大臣が言われましたように、日本の研究に当たつていらっしゃる方々の、特にこの機関において一生懸命がんばつておられる方々のいろいろな給与問題等につきましても十分御配慮をいただきたいことを要望して、質問を終わります。

○委員長(坂元親男君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時三十分開会

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、種苗法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野明君 ちよつと本題に入る前に、二お尋ねをしておきたいんですが、最近是非常に気象が異常な年が多いんですが、こしは御案内のように空梅雨ということ、西日本が大変に降雨量が少なくて、水不足で農産物に影響が出始めておるんですが、農水省としてこの状況をどの程度まで把握なさつておるか。

○政府委員(小島和義君) 御指摘ございましたように、こしは全国的に空梅雨でございまして、なかんずく九州の北部、それから中国、四国地域の瀬戸内海側などでそれによる影響が出てきております。各関係の地方農政局を中心いたしました関係がそれぞれ連絡をとりながら対策を進めておりますが、幸いにして一日から昨日にかけてかなりの雨量がございました。もつとも北九州、特に福岡市周辺などはわずかに四ミリというふうなことではございますが、状況がそう好転したところばかりではないのでございまして、場所によりましては百ミリを超える雨量のあつたところもございまして、それによりましてその後の状況というものは逐次取り調べているつもりでございまして、

○中野明君 いま局長からお話がありましたが、非常に九州北部、それから中国、四国の瀬戸内海側ですか、特に佐賀県あたりは、六月の降雨量を気象庁で調べてもらいましたところ、十分の一ですね。きのうもちよつと心配して電話してみますたら、佐賀はかんかん日が照つておるというようなこと、北九州、福岡も大体これ一六%。愛媛は二四%で、ミカンなんかもちよつと被害が出始

めている。広島、山口——山口は一九%ですから、そういうことで果樹とかあるいは夏野菜、園芸、そういうものに、このままではいけませんとどうも、奄美も梅雨が上がつたようだし、あと大きな梅雨前線も近づいてこないような、このままですると梅雨が上がるんじゃないかというふうに心配をされておられますが、夏野菜とか果樹、その辺の心配はどんなものでございましょうか。

○政府委員(小島和義君) 最も端の影響が出ておりますのは、水不足地帯におきます田植えができないという問題がございまして、これは雨の降り出します以前の七月五日現在で各農政局がまとめたところによりますと、九州農政局管内では約千三百ヘクタール、これは九州全域の稲作予定面積の〇・五%でございまして、それぐらいの不作付田が出るのではないかと心配をしております。

それから、中国四国農政局管内では約二百八十ヘクタール、これは管内の作付予定面積の〇・一%、それぐらいの田植え不能田が出るのではないかと心配をいたしております。

そのほかに、兵庫県でも若干のそういう田植えができないところが出るのではないかと情報がございます。

それから、野菜でございまして、これは水不足によりまして果菜類の肥大不良、それから品質の低下、根菜類につきましては肥大不良、それから葉菜類につきましては生育遅延、それから播種、定植の遅延というふうな影響がごく一部でございまして出てきております。それで、これらにつきましては、極力用水を節約いたしまして最小限の灌水に努めると同時に、耕種的な方法といたしましては、表土の軽い中耕あるいはマルチングによりまして土壌面の蒸発を抑えるというふうな技術がございまして、また一番こわいののは、こういう干ばつの時期には病害虫の発生という付随的な被害が出てくること、ございまして、特にアブラムシ類、葉ダニ類等につきまして適期防除の指導をいたしたいと思つております。

果樹につきましては、元来は比較的あいう地下に根を張っております植物でございますから干ばつには強いわけでございますし、それから多くの場所においては防除用の何と申しますか、散布施設もございまして、そういうこともものによって極力その影響を抑制する努力をいたしておりますが、場所によりまして水が確保できないというところにおきましては、一部落葉などの影響も出てくるようでございます。場所によりましては樹勢が衰えておりますので、過大な結果をいたさずと樹体が弱るということもございまして、一部摘果作業をやつていくというふうなところもあるように聞いております。

○中野明君 非常にこれから後の雨量が心配になるんですが、ちよつと気象庁なんかの長期予報をお聞きしまして、余り多く望めぬような空気を私感じますので、注意深く見守つていただきたいと思います。

本題に入りたいと思います。

この種苗法の一部改正で、今回この条約に加盟することによりまして、わが国の新品種の育成者も海外において保護を受けられる範囲が広まったというところなんですが、加盟諸外国に比べてわが国の育種の水準ですね、これはどういうふうに見ておられますか、最初に。

○政府委員(岸田平君) 育種の水準を加盟諸外国と比較してどうかということでございますが、水準を正確にあらわすのは大変むずかしいわけでございますが、私も育種を担当いたしております者として、わが国の育種の水準は決して諸外国に比べて劣つてない、十分匹敵するものであるというふうに考えております。

先生御存じのように、わが国における品種改良と言いますのは、現在国公立の試験研究機関で主に実施をいたしております。これは、この育種というものが非常に農業にとって、あるいはわが国全体にとつても重要であるという観点からそうしているわけでございますが、昭和五十年に定められた作物関係育種基本計画というものをといて

たしまして、国と、それから都道府県の試験研究機関とネットワークを組みまして、しっかりと育種組織をつくつて実施しておりますので、その育種組織の充実、あるいは組織的に行われているというところから見ても、これは諸外国に比べても十分誇れるものではないかというふうに考えております。

それからまた、非常に先端的な技術のところではどうかということを考えてみますと、これも国の試験研究機関を中心といたしまして、新しい技術にも積極的に取り組んでおりますし、また、現在実際に普及をいたしております稲、麦、その他主要作物の品種にいたしまして、わが国で普及しているだけでございまして、それらが、たとえば中国でありますとか、あるいは韓国でありますとか、そういうところでもかなり活用されているというふうなところ、そういうところから見ても、十分世界の諸外国と匹敵し得る力を持っているというふうに自負いたしておりますが、これから十分努力をいたしましてやっております、これ、そういうふうに考えています。

○中野明君 そこで、わが国で育成された品種が外国で保護をされるためには、加盟国がどのような作物に保護を与えるのかなど、その保護対象となる植物の種類と数の把握、これが必要だろうと思うんですが、これどのようになさつておられるか。また、わが国で育成された品種の保護が可能になるなど、条約の加盟に対して、わが国としてのメリット、この辺をもう一度明確におっしゃつていただきたいと思います。

○政府委員(小島和義君) 外国でどのような作物を登録対象にしておるか、保護の対象にしておるかということ、これは、現状においてすべて把握をいたしております。また、この条約の事務局におきまして、毎年各国からその状況を報告を求めまして、関係国に配付をしておりますので、そういう手段によつても的確に把握することができると考えております。また、必要があればその同盟国の品種担当当局に直接問い合わせるという手段も

あるわけでございます。

で、相手国との関係になるわけでございますが、この条約におきましては、内国人、外国人それぞれ全く平等の立場で扱うという法制と、それから作物別の相互主義という扱い方と両方を認めておるわけでございます。わが国の場合には作物別の相互主義という考え方をとっております。すなわち、ある外国人が、その国においてはある作物の品種は保護の対象にならない場合に、その国の人が、たまたま日本では保護対象にしておる作物でございまして、日本に於いて日本だけの登録を受けるということではできない。つまり、その国がその保護の対象とならない国の国民ないしはその国に住所を有する人の扱いは、その国の扱いと同じように日本も扱う、こういうまあ作物別の相互主義をとつておるわけでございます。したがって、その最大のメリットがあるわけでございます。今、後、条約機構を通じてさまざまな情報交流が行われ、それによつて世界各國の保護いたします作物の種類が次第次第にすき間を埋めていくということが一番望ましいことであらうかと考えております。

現状において各國のその保護作物の種類、まあ作物の種類は非常にカウントの仕方がむずかしいんでございますが、一番多いのは恐らくアメリカであらうと思つております。アメリカは、特定の作物を除くというふうなことで、そのほかはすべてという、いわばネガ方式をとつておりますので、これが一筆数は多いんではなからうかと思つております。日本は三百八十三種類でございますけれども、ヨーロッパ諸国におきましては、イギリスの三百七十七、西ドイツの六百六十一、デンマークの二百七十七など比較的多い方で、国によりましては、この条約加盟のための最低限の作物しか対象にしてないという国も現状ではあるわけでございます。まあそういうことで、相手国との交流を通じて次第次第にそういうすき間が埋まってくるというふうなことを期待していく筋のものだらうと思ひ

ます。

それから、条約加盟に伴いますメリットというのは、そういう品種の保護を相互の国が互いにし合うという形で品種の交流というものを促進するの最大メリットでございますけれども、そのほかに、日本がこの条約に加盟することによりまして、日本の種苗ないしは種苗界というものの国際的な信用度が高まるというふうなメリットもございまして、また、先ほど申し上げましたように、この条約を通じて外国といういろんな情報も速やかに交流しやすくなると、こういうメリットもあるかと考えております。

○中野明君 それでは、条約に加盟することによりまして、海外からの出願もふえてくるんじゃないかと想像されるんですが、現在まで海外から出願された事例がどれぐらいあったか、また、わが国の諸外国への登録及び出願をどの程度見通しておられるのか、その辺ちよつとお知らせいただけます。

○政府委員(小島和義君) わが国から外国に出願されたケースというのは、政府が全体を把握しておるわけではございませんけれども、業界などを通じて把握いたしましたところでは、六件ほどあるようでございます。

それから、逆に、外国で育成されました品種につきまして日本に出願されておりますものが六十七件ございまして、これはその育成した外国人が直接日本に出願をしたというのではなくて、日本人にその権利を譲渡いたしまして、いわば特定承継をいたしまして、その日本人の名前で出願されておるわけでございます。ただ、申請の段階におきましてはそれが育成したものであるかということがわかるようなことになっておりますので、それによりまして把握したところでは、六十七件日本に出でております。これは日本にそういう日本人の名前で出てくるというのは、多くの品種育成者が日本に何らかのエージェントを持つておるわけでは必ずしもないということ、まあ日本語の持つております非常な言葉上のむずかしさと申

しますか、そういうこともございまして、日本人に特定承継という形で出願してゐるものと思つております。

○中野明君 最近は種苗の海外の採種が進展をしておると聞いておるんですが、種苗というのは国内で自給するのが一番妥当だと私も思います。が、政府のこれに対する方針と対策の基本的な考え方をお伺いしておきたいんです。

○政府委員(小島和義君) 私どもも日本国内で使います種苗につきましては、国内で自給するといふのが一番望ましいといふふうに考えておるわけでございます。現在海外で採種したものをいわば輸入という形で持ってきておりますものには二通りございまして、もともと外国でつくりました、育成されました種を貿易を通じて買ってくるというものと、それからそのものと種自体は必ずしも外国品種ということではございませんが、採種を外国に頼んでおるといふものと二通りあるわけでございます。外国にそのような形で依存しておりましては、たとえば飼料作物のように日本の気象条件では採種に不適当である。したがって、採種効率率が非常に落ちまして、どうしても種が高いものについてしまうというふうなケースもございませ

すし、それからレタス、ホウレンソウ、インゲンマメのように日本の気象条件、特に日照条件などのために日本では採種困難なものもございます。また、大根のように大量採種ということになりますと、どうも外国の園場の方がはるかに能率的にできる。そういう意味で外国に行わしておるものもあるわけでございます。そういったことを通じましてかなりな種の輸入があるわけでございますが、その中には日本国内でいかに努力をいたしなくても採種ができないというものもございますし、やり方次第では多少の改善の余地があるといひ、うものもあるわけでございます。反面、また日本国内におきましても日本で採種が容易であり、かついい品種を持っているというものにつぎましては、日本の種苗業者が単に日本国内に種苗を供給するだけではなくて、外国に輸出という形で種を

供給しておるというものもあるわけでございます。まあ両面あわせて日本の種苗産業と申しますか、そういったものが健全に育ちまして、日本の農業の必要とする種を賄う、こういうのが現状に於いては望ましい姿ではないかと考えております。

○中野明君　じゃあ次に、種苗の品種登録制度が発足しておりますが、審査体制についてちよっとお尋ねしますが、種苗法に基づきまして新品種の保護制度が発足してからの品種登録の状況をちよっと見てみますと、出願は五十三年が九件です。か、五十四年七十六件、五十五年が百三十九件、五十六年が二百四十八件で、計が四百七十二件になつておりますが、これに對しまして登録は五十二年はゼロ、五十四年が十九、五十五年が五十一、五十六年が四十四と、現在までで二百三十八になつておりますが、出願に對する登録の状況が出願の増加してくるのに對して非常に対応が遅いのではないかと。これは審査官の数の問題もございましょうし、審査にかかる日数が長いというような、そういう意見も聞くんですが、今後の審査体制の整備について農水省としてはどうお考えになつておりますか。

○政府委員(小島和義君) この種苗法が制定されてから五十四年に種苗課をつくりまして、その課の中の審査体制ということを中心にいたしまして、この品種登録がスムーズにかつ適切に行われますように措置をしてきたところでございます。審査官の数も年を追ひまして若干ずつではございますが、増加されてきております。ただ、ございいますけれども、定員をどんどんふやしていきう時世でございいますので、定員を増やしても新しい状況に当たりましても新しいいろいろな手法を導入いたしましたので、人海戦術といいう形ではなくて審査ができるような体制を逐次取りつづつあるわけでございます。

審査に必要な判定のための基準をすでに百十四種類ばかりの作物についてつくっておりますが、そのほかに既存の作物についてのいろんな品種に

関するデータ、品種の特性に関するデータをコンピュータに処理をいたしまして、それを容易に引き出せるというシステムの開発をいたしておりまして、恐らく本年度じゅうには種苗課の中に端末を設置するという段階までいけるといふふうに考えております。

それからまた、審査に必要ないろいろな科学的な方法といたしまして、たとえば色の判別をするためのカラーチャートを作成するということによりまして、花とか果物の特性に見られます色の筆別をスムーズにやるというふうなことも検討いたしておるわけでございます。したがって現在までのところ、人員不足などのために出願者に御迷惑をおかけしているというふうな事態はまずないと考えておりますが、中に出願以降非常に日数を要しておりますものは、主として出願の段階に於いて、その作物の特性、特にその区別性という要件があるわけでございますが、それを判定するための栽培試験といったものについて適当な書類が完備していないというふうな場合においてはかかる日数を要するわけでございます。そういうものが完備いたしておりますと書類審査及び現地調査ぐらいで簡単に済むわけでございますか。

ら、一年もあれば登録の決定ができるわけですが、必ずしもそういった資料が十分でないという場合には、改めて栽培試験をやるということになるわけですので、最低一作の期間を要するわけになります。特にその作物が永年性作物ということになりますと、新しく栽培試験をやりますためには必ずしも一年では十分ではない。これは実がなつて初めて果物としての特性が判明するわけですので、栽培試験がやや長くなる、こういうものもございますので、そういう極端に長いものと、一年ぐらいで済みますものものと合わせて遠観して考えますと、大体二年前後の平均値になろうかと思っておりますが、今後ともできるだけ迅速に処理できますように努めてまいりたいと思います。

○中野明君　そうすると、現在はこの審査機関と

いうのは都道府県の農業試験場が主な委託機関で、作物も非常に品種も多い、多様化しておるといふような状況の中で、この審査官が十名と調査員が七十一名ですか、これで大体いけるんだらう。じゃ、ちよつと人員と施設の面で十分じゃないんじゃないかというような気がするんですが、いままだ端末を入れたり、いろいろ人的な操作以外に工夫をするといふふうにおつしやっておりますが、その辺もう一度お答えいただきたいんですが。

○政府委員 小島和義君　この種苗法施行以來、各年の出願状況を見てまいりますと、ほぼ毎年倍、倍でふえてきておるわけですね。これは制度發足によりまして、それまでたまつておつたと言つてはなにごでございまして、制度ができたというところで、それまでに育成されましたものを含めて出願がどつと出てきた、こういう傾向もあるわけでございます。五十七年の場合、まだ年半ばでございまして、これまでの出願状況を見てまいりますと、前の年に比べて格別多くなつてゐるといふうな傾向もございせんものですから、これから先、常に倍、倍でふえていくということではなくて、むしろなだらかな増加ということになるんであらうと思つております。したがいまし、現在の審査体制で十分であるということをお願い上げるつもりはないのでございませうけれども、出願件数がそうむやみにふえるということではなれば、いまの体制と、これを補完するためのさまざまな措置によりましてスムーズな審査ができるだらうと考えております。

なお、御指摘がございました調査員の方は主として現地調査に参画していただくという趣旨でお願いをいたしておるわけでございまして、まあ非常勤の職員でございます。主として県の試験研究機関あるいは大学、そういったところの方でございまして、作物別の専門と、それから同時に現地調査という場所の問題でございますから、地域的な配置状況というものをあわせ考えましてこの人数でお願いしているわけでございますけれども、今後必要があれば国の審査官と同様に人数につき

ましては増員ということについても考えておるわけでございます。

○中野明君 条約に加盟したりなんかしているものですかこれからふえるんじゃないかという心配をしてお尋ねをしておるわけですか。

次に、五十七年度から新規事業として新品種適正普及促進事業というものが発足をしております。これについてどういふ内容のものなのか、ちょっと御説明をいただきたいのですが。

○政府委員(小島和義君) 新しい品種を育成した方が出願に当たりましてその品種がその特性を十分に発揮できる地域的な限界はどういふところであるかということまで十分調査の上出願なさるといふことがわれわれとしては一番ありがたいわけでございますけれども、特にその個人育種の方々についてはそこまでのことをお願いするということはまた酷なわけでございます。したがって、主として民間の篤農家、品種改良家などが育成いたしました品種につきましては、その品種がどういふところにおいて十分にその特性を発揮できるかということについて別途の行政措置が必要であるというふうに考えております。

具体的に申し上げますならば、米、麦、大豆のようなものにつきましては各都道府県におきまして奨励品種の決定という事業をやっておりますが、全国で利用できる品種の中でその県に最も適しているものはこういうものであるということを決めたしまして農家に普及奨励をいたしております。

それから、飼料作物でございますとか、あるいは野菜などにつきましても畜産局、食品流通局などがそれぞれの生産行政の一環といたしまして適正な、適当な品種をそれぞれの地域で進めると、こういう事業を実施いたしておるわけでございますが、果樹につきましてもいまのところはそういう仕組みがございません。また、果樹が一番個人育種家の出願にかかるといふものが多いわけでございます。そういう両面を考へまして、さしあたり果樹を対象に新品種の適正普及促進事業というものを

五十七年度から予算をつけていただきました。果樹の団体の団体を通じてその品種の適地判定というものを実施いたしましてそのデータを全国の農業関係者に配布すると、こういうことを通じましてせつかく育成された品種が栽培個所を誤つたために十分な特性を発揮できないということにならないように指導するよすがをいたしたいと考えておるわけでございます。

○中野明君 現行の品種登録制度が新品種の登録に当たりまして、その品種の優秀性ということは一切関係なしに登録されているというふうな制度になっております。ですから、この登録品種が急増してきますと栽培農家の品種選定、これに對して混乱が起つたり、あるいは新品種の導入に對して利用者が不利益をこうむつたり、そういう心配が出てくるのではないかとこのように指摘をする人もおるわけですが、そこで政府として需要者が優良品種を選択できるような情報の提供なり、あるいは優良品種の普及の奨励のための措置、これを今後具体的にどのように対処されるのか、そのところを。

○政府委員(小島和義君) 現在の法律で品種の優秀性ということ登録の要件から外しましたのは、これは国際条約がそのようになっておることもございまして、もともとわが国自体としてもその優秀性をめぐりましていろいろ議論があつたわけでございます。どういふことかと申しますと、ある品種が優秀かどうかということとは単に品種の特性において新しいものを持つておるからというだけでなくて、いわば農業の側にとつて非常に作りやすい、あるいは市場に出した場合には高い値段で売れるといったことの総合得点みたいなものでございまして、旧農産物法時代において品種の優秀性をめぐりまして審査する者同士の間に大変な議論がございました。よく引かれます有名な例では、ただいまブドウの世界で非常に有名な品種になつております巨峰という品種がございしますが、これが出願されましたとき

においてこれが優秀な品種かどうかということについて大変な議論がございました。当時まだその栽培技術が進んでおりませんで、確かに非常にすぐれた果実ではあるけれどもつくりにくいという欠陥がある、したがつてこれは品種を全体として優秀と認めたいということでは却下したような事例もあるわけでございます。そういうことの反省に立ちまして、何が優秀かということについては使用側の用途なり栽培条件なりによつて変わってくるものでございまして、品種の新規性と申しますか、そののみを要件にいたしまして優秀性という要件は外したと、こういう経過があるわけ

でございます。ただ、そういうことにはいたしておりますのは優秀な品種の普及というものについては別個の行政措置があるということを前提としておるわけでございます。たとえば米、麦につきましては先ほど申し上げましたような主要農作物種子法に基づく措置があるわけでございます。それから飼料作物、野菜等につきましても先ほど申し上げましたような手段がございまして、またパレイシヨでございましてサトウキビ、お茶などにつきましましては国がみずから原種農場あるいは原種農場を持つておりました、そういう場を通じてつくりました種苗を配布するという形でいい品種の普及導入を図つておるわけでございます。そのほかには各都道府県などで農業祭でございますとかあるいは品種交換会でありますとか、さまざま農業関係の行事がございまして、そういう場を通じて、また民間の種苗団体がございまして、各種の審査会——コンクールのようなものでございまして、そういう場を通じて優秀なものについて表彰を行うというふうなことを通じてい

いものが広く用いられるということについて努めておるわけでございます。また、いいものといつてもどういふ場所を使うかということについては、これはその現地で実際に栽培をしてみまさんとその判定ができないわけでございますから、先ほど果樹について申し上げましたような措置も講じまして使う方の、その品種を利用なさる方の、

何といひますか、使い方を誤るということによつてせつかくの品種がかえつて経営的にはマイナスになるということにならないように努めてまいりたいものでございます。

○中野明君 それで現在のわが国の育種体制を見てみますと、国と県など公共機関での育種が主要農産物について主流をなしているというふうな承知しております。園芸作物については民間の育種者、この人たちが公共機関で育成研究したものを利用して商業上見合う育種を行っているというふうな私も見えておりますが、外国では民間育種というものが非常に盛んであると、このように聞いております。こういう観点からこの民間育種を振興するといふ、そういうことについての農水省の対策は、促進をすべきじゃないかと思ひますが、お考えはどうでしょうか。

○政府委員(小島和義君) 実はこの種苗法による品種の保護制度自体が民間の方々がみずからの資金を投じて新しい品種の育成開発に努力をされる、そういう努力が報われるようにするといふ法制なわけでございます。したがって、個人、法人を問わず、かなりの資金と年月を要しましてつくりましたものが無断で他人に自由で販売され、販売面の何といひますか、強い力を持つているところだけが利益を受けるといふことではなくて、育成をした者に十分な報いがあるようにという法制だと私は理解をいたしております。また、そういう民間の育種者に対する直接的な援助、たとえば財政的な援助というのはなかなかできないわけでございますけれども、これは技術会議の方からお答えいただいた方が適当かもしれませんが、国がやっております試験研究、あるいはさまざまな育種のもとになる品種と申しますか、そういうものの提供を通じて民間の育種を助長すると、こういうこともやっておるわけでございます。

○中野明君 じゃ、もう一点聞いておきますが、現在のわが国の新品種の保護制度、このもとで公共機関における、職務として行つておる研究者、こ

の人の権利はどういう取り扱いになっておるんですか。不満とかトラブル、そういうことは発生しておらないのかどうか、その辺。

○政府委員(岸國平君) 国並びに都道府県の試験研究機関で育種を実施しておりますが、そこで育成された品種につきましても、現在主要な作物につきましても農林水産省におきまして命名登録を実施いたしております。それから、その命名登録された品種につきましても、種苗登録においても登録されるような状況になっておりますが、この種苗登録をされた品種を育成した育成者につきましても、登録補償金それから実施補償金、そういったもので報われることになっております。それからまた、その種苗登録に際しましては育種を担当いたしました者の氏名も同時に公表になりますので、その品種がその育成者によって育成されたということが広く公表になり、また長く記録として残る、そういうふうな状態になっております。

○中野明君 それじゃ、けさほども川村先生からお尋ねがございましたが、近年、ライフサイエンス、いわゆる生命科学というんですか、遺伝子工学を含めて、こういうことが非常に脚光を浴びてきております。農業生産においても全く新しい技術発展の可能性をもたらすものだろうと私も認識はしておりますが、これについて農水省としても新しく予算も取って開発計画をなさろうとしておるんですが、具体的にちよつと御説明をいただきたいんです。

○政府委員(岸國平君) ただいま先生の御指摘の点は、私も昭和五十七年度から予算をもつて研究を始めます細胞融合核移植による新生物資源の開発という研究を始めておりますが、そのことを特に指していただいておるんじゃないかというふうに解釈いたしますが、この研究は表題にもございますように細胞融合、この技術は主に植物を対象としたしておりますが、一般にDNA組みかえとかあるいは遺伝子組みかえと申しておりますようなものとは若干異なりまして、植物の細胞をばらばらにいたしまして、それを細胞壁を取

り除く操作をいたします。その細胞壁の取り除かれた細胞同士を、これを違った植物あるいは違った品種の間で融合をさせてそこから新しい植物をつくり出して、たとえば非常に高度な抵抗性を持つていて、病害虫に対する抵抗性あるいは塩害に対する抵抗性、そういったようなものを持つていような品種、あるいは新しい作物を目指すというのがねらいでございます。

それからまた、もう一つの核移植によるという方の核移植の方は、これは動物を対象としたしております、その技術は将来、新しい非常に能力の高いワクチンでありますとか、そういうようなものの作製、そういうところにも活用していこうかというのを目標にいたしております、これらの研究は現在まだ世界的に見ましても取りかかったばかりのところでございますので、まだ本当の成果が実際の作物の品種でありますとかそういうところに出てまいりますのは先のことになりますけれども、基礎的な技術の開発は急がなければなりませんので、予算をいたしましてこの五十七年度の四月から本格的に研究を始めていこうとております。

○中野明君 私も仄聞しますと、ヨーロッパでは、どう言うんですか、トマトとポテトですか、ポテトですか、そういうものができるとか、肥料なしでもどんどん生産できるとか、そういうような研究が進んでいるというんですが、そういうこともあわせてやっぱ研究なさるんですか。

○政府委員(岸國平君) ただいま御指摘のトマトとポテトのあの、ポテトと称しておりますけれども、そういうものについても研究するのかもしれないとお話でございますが、このポテトの点につきましては、確かにそういう研究報告がございますし、また先日NHKの放送などでも触れられておりますように、その物ができ上がっているという学問的な事実はございますが、ただその物は、先ほども申し上げましたように、まだそのままだま上にりっぱなトマトができ下じゃガイモがなるという状況になっているわけではございません

で、植物としては大変まだ未熟なものでございまして、私も単にそういうものを直接ねらおうとはいたしておりません。ただ私どもの考えでは、いまのポテトもやはり細胞融合の技術を使つてつくられたわけでございますが、そういう技術をトマトとポテトという間だけではなくて、もっと新しい野菜でありますとか、花でありますとか、そういうような比較的応用のしやすい部分に試してみたい。それから、そこで新しい物をつくるというだけではなくて、いま例に挙げていただきますポテトをそのものを使うというよりも、そこにでき上がったいろいろな環境、抵抗性といったようなものを別な作物に、別な作物といひますか、抵抗性という意味で生かしていくというようなことを図っていく、そんなことを頭に置いて、少し長期的な計画でございますが、研究を進めていきたいと考えております。

○中野明君 じゃ大臣、最後に一言お答えいたしたい終わりたいと思っておりますが、いま申し上げておりますライフサイエンスの問題は、これは農業部面にも、かなり諸外国、欧米なんか比べてちよつと日本がおくれておるんじゃないかと、このように言われておる分野なんです、まあ今回五十七年度から予算をつけて、そして新たな開発計画がスタートするというところで非常に私も結構なことだと思っておりますが、非常に遺伝子工学は問題がある分野でございますが、農業に大いにかういうことは活用していただくことは私も大賛成でありまして、今後この問題について、農水省としての取り組みの決意を最後におつちやつていただいて、終わりたいと思っております。

○国務大臣(田澤吉郎君) 新しい農業を確立して農林水産業の振興を図るためにはいろいろな要素はございますけれども、やはり技術の開発、普及というのが大きな要素だと思っております。したがって、ただいま御指摘のように、細胞融合あるいは核移植等の新しい技術の導入による新しい農業の確立ということは必要だと思っております。特に、五十六年度から科学技術会議に

農林水産大臣が参加することに相なったわけでございます、そういう点から言いますと、この科学の振興という面で大きく農林水産省の世界が広まったと、こう言つて差し支えないと思ひますので、今後とも一層この点に留意をして、新しい農業の道を開いてまいりたいと、かように考えております。

○下田京子君 最初にお尋ねしたのは、先ほどもちよつと議論になっておりましたが、法第八条に基づきます職務育成品種の問題です。この五十三年度の十二月二十八日に種苗法が施行されて、もう三年余たったわけですが、登録件数は、出願件数も年々ふえておりますが、登録件数の方は五十七年六月七日告示で見ますと、全体で二百八十六件というところになっておるわけです。この二百八十六件の中で、登録者区分別の登録件数、その状況の中で、特に国立試験場が登録している件数について、数字のみお答えください。

○政府委員(小島和義君) 国立試験場分が十七件でございます。

○下田京子君 全体で二百八十六件ですから、国立試験場が十七件と言いますと、わずかに構成費六%、こういうことですね。これで国の試験研究機関が育種振興に十分に役立っているというふうな評価できるかどうか、疑問を持つわけなんですけれども、特にその点で人的な面、予算的な面、どうなっているか。ちよつと調べてみましたところ、育種研究者を見ますと、昭和五十三年度で三百二十四人、これが五十七年度は三百二十一人ということで、法制定後逆に三人ほど削られている。それから一人当たりの研究費も、これは研究員当たりの積算片費の単価、まあ経常研究費だと思ひますが、五十三年度の場合には百二十二万円で、これは五十七年度で百二十六万円、五十六年度比でゼロですね。これは昭和三十八年以来初めて据え置きという事態だということになります。まさに人もお金も行革ということによつて圧縮されてきているんじゃないか。まさに法制定後の育種振興ということから見て、逆に

行っているんじゃないだろうか。この点についてどう考え、なおかつまた、来年度の予算要求、防衛費だけ七・八%云々なんて話が出ている中で、一方、一般予算マイナス五%だと、こういう話が出ている。どういうふうに対応されますか。

○政府委員(岸國平君) 幾つか御指摘いただいたわけでございますが、種苗登録で登録された品種の中で二百八十六品種中、国の試験研究機関でできた品種が十七品種しかないではないかという御指摘でございます。その点につきましては、確かに数は十七品種でございます。ただ、これは先生いま御指摘いただきました点につきましては、このいまの時点での断面でございますまして、若干時間をいただいで御説明させていただきますと……

○下田京子君 簡単に、もう時間ないですから。

○政府委員(岸國平君) そうですか。——いままで農林水産省でつくってまいりました品種は六十三作物千三百三十三品種に達しております……

○下田京子君 わかれがいい。(「はじめに聞け」と呼ぶ者あり)

○政府委員(岸國平君) 特に水稲を初め主要な作物につきましては、水稲は約七割、それから小麦につきましてはほぼ一〇〇%の現在の実際の作付面積の中の率を占めております。そういう点におきましては十分役割りを果たしているというふうに考えております。

もう一点の人員並びに予算の点でございますが、確かに最近の大変厳しい状況の中で経常研究費等はなかなか伸びておりませんが、育種につきましては大変重要だと考えておりますので、先ほどお答え申し上げました細胞融合に関する予算もこれもまさに育種の費用でございますまして、二億二千万余りの費用を一年間いただいて研究を推進いたしております。そういう状況でございますので、今後でもできるだけ私も技術会議事務局といたしまして、育種関連の費用をプロジェクト研究等で十分に対応してまいりたい、そういうふうな考えております。

○下田京子君 まじめに聞けというやじが飛びましたけれども、まじめに答えていただきたい。經常研究費はそういうことで、五十七年度初めて据え置きになっているんですよ。なのに法制定という点から逆行するのじゃないかとどうかと、こう聞いたんです。それにお答えになつていないで、プロジェクト研究等をやつていくと、それはそれで五十七年度は若干ふえていることは認めているんです。私が言っているのは、經常研究の問題がどうかと、こう聞いていたわけなんです。これは時間がありませんから、私は大臣をも含めてこういう状況なので、しかと踏まえて予算要求に当たつてほしい。要望をしておきます。

次に、職務育種の対価の支払いの問題なんですが、さつき、法律的には補償金を支払うというふうになっているんだという御説明がありました。としますと、五十六年度はこの予算を見ますと三十一万五千円計上されておりました、五十七年度も同額計上されているわけですね。五十六年度が農水省の試験研究機関の登録件数は十三件、ですから一品種登録あたり六千円支払うというふうなことになるというんですけれども、実績はどうか。

○政府委員(岸國平君) 現在、実績は支払いが出ておりません。この点につきましては、先ほど中野先生の御質問にお答えいたしましたとおり、法律的にはそういうふうになっておりますが、私どもまだ実施後日が浅いということもございまして、国の職員からの補償金支払いの申請は、現在のところ出ておりませんので、いまのような状態でございますが、新品種の育成者の保護ということとは大切なことであるというふうに認識いたしておりますので、今後とも趣旨の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 実績ゼロということになりますと、法律では、第八条の②にきちんと保証されているわけですが、実績が伴っていないわけですね。いまもお話にございましたけれども、職務育種の権利保護という点でこれは非常に重要だと思ひますし、それが保護されなければ、やはり民間の職務育種における従業員の権利も守られないようになると思ひますね。

重ねて確認したいわけですが、農水省として、統一的に補償金の支払いを請求しないというふうな指導なんかよもやしてないと思うんですけれども、本人の請求によつて支払われるというところでありますから、本人ができるだけそういうことがなされますようにしかと保証していただきたい、一言お答えください。

○政府委員(岸國平君) 先生の御指摘のとおりでございますので、私も現在もそういうような指導をいたしておりますが、これからは、先ほどお答え申し上げましたとおり、新品種の育成者の保護が大切であるというところで、今後とも趣旨の徹底に努めてまいりたいと思ひます。

○下田京子君 次に、育種分野に各大手企業がいろんな形で進出してきている状況についてお尋ねしたいんですが、五十六年の十月八日、「種苗法」による品種登録について、これを見ました。今年ももちろん六月七日付で、田澤大臣のあれで出ておりますけれども、この農林水産省告示の資料を見てみますと、お酒のメーカーでは麒麟麦酒株式会社やサッポロビール、マンスワインとか、サントリー、こういったところもそれぞれまた登録されておりますし、それから食品加工メーカーのカゴメなんかも出ております。また肥料メーカーの三井東洋化学株式会社で、この資料を見ますと、「いんげんまめサール」というのと、「いんげんまめサールF」というのが五十六年十月八日に登録されているわけです。

こういうふうな、民間の育種だとは言いつつも、従来の個人や中小の種苗会社でございませんだけに、大手の企業が資金力をバックにこうした種子開発に乗り出してきている。このことについてどういうふうな政府はお受けとめになつておりますか。

○政府委員(小島和義君) 従来から民間の、特に食品会社あたりが自社の利用する原料作物につきましても、品種開発に力を入れておるわけでございます。

まして、そのこと自体はまさに原料の利用者という立場から見てもことに結構なことであるというふうな考えておるわけでございます。

それから、お挙げになりました会社の中で、直接種苗とは関係なさそうな会社もございまして、けれども、これも農業に関連する会社で、みずから持つております農学的な研究部門の知恵を結集いたしまして品種開発に努めておるわけでございます。そういう、傾向といたしまして新しい品種開発に目を向け出したということは、私も結構なことでお考えしておるわけでございます。

ただ、恐らくおっしゃりたいことといたしましては、余り農業に関係のないところまでどんどん品種開発に目を向け出すというのは、大手の資本の種苗界に対する進出としてやや警戒的な目をもつて見るべきではないかと、こういう御趣旨でございますが、確かにいろいろな産業分野で従来の製品がやや行き詰まっておる、こういう分野がございまして、種苗の世界がこれからの成長産業ではないかという意味で、先物を買うという意欲が、将来の成長産業に手をつけるという意欲で関心を持っております、こういう企業も少なくないように見受けっております。

○下田京子君 農業に関係しているところがやられていゝんでは結構だということだけれども、今後種苗が成長産業だという点で、いろいろなところが目を向けているというお話でしたが、御承知だと思ひますけれども、昨年の四月ですか、新品種保護研究会という組織が結成されておりますね。「新品種と種苗」という創刊特集号、ごらんになりましたでしょうか。大臣もごらんになつていかうかと思うんですけれども、この中の役員名簿を見ましたら、二十三ページ、ちよつとごらんください。

理事長が日本貿易会会長の水上さん、それに麒麟麦酒の社長さんが副理事長になつております。理事には旭化成工業の副社長、それから井関農機の社長さん、エスビー食品副社長さん、カゴメの

専務取締役と、それに協和醸造工業の専務取締役、そして三井東洋化学の専務取締役、さらには三菱化成工業の取締役。まさに一部上場の大手企業の役員がずらり名前を連ねております。

そういう点から見ると、大手企業資本というのは趣味で育種の開発をやっているんじゃないというところは御承知だと思ふんですね。こういう動向が、品種改良が前進するんだからということとやっぱ単純に私は美化できない問題があるんじゃないかと思ふんです、本来というのはもうけることですから。

いまもちよつと話がありましたが、種子産業は今後の成長産業だというのみならず、種子というのは農業生産の最も基礎的な生産資材だと思ふんですよ。そういう点から見ると、開発される優良な品種が安くしかも安定的に消費者たる農家の皆さんに普及できるといふ保証が何よりも大事だと思ふんです。

これは大臣にお尋ねしたいんですけれども、こうした新品種保護開発研究会なるものが、そこで開発した種子等が独占化という状態になって非常に農家に不利益な、不当な行為を及ぼさないような、そうした民営的な規制が必要ではないかと、こう考えるわけなんです。この中にもございますけれども、設立趣意書を見ますと、「種子を制するものは食糧を制する」というふうに言われているというところで、大変注目しているわけなんです。こういう点で民営的な規制、どういうふうにするべきか、必要ではないかと思ふんですが、大臣のお考えを聞かせていただきたい。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま御指摘のように、カゴメはトマト、あるいは麒麟麦酒は二条大麦です、あるいは雪印種苗は飼料作物等の研究を進めているわけですが、これはそれなりに、先ほど局長からお話がありましたように、農業の振興の面ではむしろプラスになっていると思ふんです。

問題は、大手企業が、確かに将来は種が、種子が大きい役割を果たすものだという目標で研究

と関心を持つてゐることは事実なんですが、私はいまの時点では、私はまだこの規制をするという段階じゃございませんけれども、これが将来やはり米だとか麦だとか大豆等に影響を反映してくるようなことになってまいりますという、いま御指摘のような点は考えてまいらなければならぬと思ひます。

したがって、私たちとしては常にこれらの機関に対しては大きな関心を持ちながら進めてまいりたいと、こう考えております。

○下田京子君 将来考えなきやならないというお話なんですけれども、この第二巻を読みまして、前の農林水産大臣を囲みましていろいろ話しているんですが、その中で理事長いわく、基礎的研究は、国・大学等が主にやりまして、調査研究結果はタイムリーに民間の適宜な機関・企業等に移して、開発に向かつて前進させるべきだと、こういうことを言っているんです。つまり、もうけに直結しない基礎的部分は国がやりなさい、もうけにつながるところは民間に任せてくださいという、こういう主張なんです。これはつまり、いま財界の、財界による、財界のための行政改革ではないかと、こう言われているような臨調の行政改革路線ともびつたりするんじゃないかと、こう私は心配します。

同時に、これさつきもテレビごらんになったというところですが、テレビを本にまとめられたNHKの取材班が出されてゐる「食糧」の②、「一粒の種子が世界を変える」、これを読みましたところ、ほんとに大変な実態が書いてありまして、アメリカは飼料穀物の輸出量の七〇％を支配して、まあアメリカ全体が七〇％支配しているわけですから、でも、そこまで至った大きな原因は何かといえ、トウモロコシの種子を開発した。そういう中であつて、いまだとんだとんだ、どんなところで何が支配されているかといふと、これはもう言うまでもないと思ふんですけれども、あえてちよつと御紹介申し上げますと、アメリカの穀物メジャーで有名なカール、あるいはまたイギリ

スの石油メーカで有名なロイヤルダッチシェルの、あるいはまた、オクシデンタルという石油メーカ、それからアメリカの電信施設のITTだとか、それからスイスの薬品会社でありますサントダとか、まあ言つてみれば農業以外のいろんな産業が、こうやって世界的に乗り出してきてゐる。これはうちの寺前議員が衆議院でも質問しておるところなんですけれども、なぜこういうかっこうで出てくるかという点はやっぱり見なければならぬと思ひます。

特に現在、アメリカにあつてソラマメなんかの場合を見ますと、大手の企業で、わずかに四社でもつて七九％を占めている、こういう実態が書かれております。

いろいろ詳しいことも御紹介したいんですが、時間がありませんから、一言だけ最後に申し上げますと、この点ではこういう大資本の種子独占が進むとどんな弊害があらわれるか。まず、種子の自由な交換が阻害される、これが一番大きい不安だ。かつて一粒の種子が世界じゅうを自由に駆けめぐつて、各国の品種改良にはかり知れない貢献をしてきた。そのよい例が日本農林十号という小麦だった。ところが種苗法が成立してから、アメリカでも世界各国でも事情が変わつてきたと言ふんです。もし企業がよい素材になる種子を発見したとすると、彼らはためらわずそれを企業秘密の金庫の中に閉じ込めるだろう。人類共有の財産が企業の私有になつてはならない、こういうことも述べられておられますので、やはり大臣、いま、将来考えるものだというところだったんですが、やっぱ将来そうなるからでは遅いと思ふんです。少なくともその研究のあり方、特にいま大臣言われたお米だとか穀物等については最低、国が基礎研究からすべて一貫して責任を持つていく、こういうことが必要で、見守るにしても明確な態度をお示しいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいま御指摘のような趣旨にのつとつて、特に私は種子というものの

ついでに関心はこれまで以上にやはり関心を高めていかなければならないという大前提に立つて将来ということをお願いしたのでございまして、米あるいは麦あるいは大豆等については果あるいは国の機関で、これは系統的に取り扱いをしておるのでございまして、そういう点には十分な配慮をしてまいりたい、かように考えております。

○下田京子君 次に、生産流通改善のための検査体制等でお聞きしたいんですけれども、実際に法三条に基づいて種苗証票に関する検査であるとか、あるいは五條の二によつて集取した種子については発芽検査とか品質検査あるいは病害検査などおやりになられてゐると思ふんですが、これは筑波と大阪と久留米と三分室でいろいろ実施されている。これは実際に改善命令が五十五年、五十六年とどういふふうになつてゐるか。総件数だけで結構です、数字だけ比較してお答えくれませんか。

○政府委員(小島和義君) 表示関係に対する措置の件数でございまして、五十五年が四百十九件、五十六年度が六百八十二件でございまして、

○下田京子君 年々ふえているということなんです、そこで次にお尋ねしたい点は、五十五年の種苗年報を見てみましたら、これなんですけれども、シユンギクが大変悪いんですね。発芽率が五二・七％というふうなことで、大変問題だと思ひました。実際にこのために追跡調査なんかやられてゐるのかどうかということなんです、一つは。

それから、いろんな流通をチェックする体制が十分と云えるかどうか、この点について。

○政府委員(小島和義君) 先ほど申し上げました件数は、同一のものを追跡しましてこういう結果が出た、前の年よりもふえておつたということではございまして、毎年検査の対象が異なつてきておりますので、その意味では、たまたまこの年にふえたというふうにお考えいただいた方がよろしかろうと存じます。

なお、その追跡というお話でございしますが、一

つの種類の種苗だけを継続して検査をするということとはなかなかむずかしいございまして、輪番的に申しますか、やや長いサイクルで回ってくるという調子で検査をいたしておるわけでございまして、そういう期間を置いて眺めてみますと、前回検査に比較して今回どうなっているかという対比もできようかと思いますが、先ほど申し上げました二カ年だけの対比でそのようなことはちょっと申し上げにくいわけでございます。

○下田京子君 二カ年だけ見れば云々ということなんですが、追跡調査やられてないということはやっぱり問題であつて、本当に表示どおり農家の手に届いているかどうかということが必要だと思ふんです。

これは大阪分室の状況をお話伺ったんですけれども、追跡調査やられてない。なぜやれないのかと言いますと、一つにはやっぱり人為的にも不足しているし、旅費もないんだと、そういうお話もありました。

そういう点で、これはやっぱり重要ではないか、検査体制を十分に強化していくことが必要だという点の一つ指摘しておきたいと思ふんです。

それから次に、指定種苗の生産に関する基準の問題なんですけれども、第五条に基づいて種苗業者の遵守すべき基準の作成をしなければならぬということになっていると思ふんですね。これは大阪分室で聞きまして、五十五年に実施したトマトの種子の検査で異株の混入が十八株中十一株もあった。三年前に、私、法制定のときに、福島県の岩瀬郡の生産用のキュウリのお話したんです。種子の中に加工用が入っていて大変な騒ぎになりました。そのときに現局長は審議官だつたと思ふんですけれども、とにかく法律に基づいてそれはきちんと基準をつくらんと、こうお答えになつていたわけです。基準できましたでしょうか。○政府委員(小島和義君) この生産流通基準をつくります意味は、出回っております種を追つかけて検査をしているだけでは根源的な問題の解決にならない、したがって種をつくっております段

階、それから乾燥とか調整、保管をいたします流通段階、その段階を改めていかなければ、出回っているものの種を追跡して検査をしているというだけでは問題の解決にならない、こういう意味で法律の中に盛り込まれたものでございます。

法制定直後の問題といたしましては、この法律の新しい品種登録制度の発足に絡みます業務に追われておりまして、五十五年ぐらひからこの基準作成のための調査に取りかかっておるわけでございます。現在、最も流通量の多い野菜につきまして原案ができておりました。ことしの初めの段階で関係の種子業界の意見を十分聞き、ごく最近におきましては、ユザーでありますところの生産者団体の意見をただしておりますので、原案としてはでき上がつておるわけで、近々に制定、公表をいたしたいと考えております。

○下田京子君 野菜については近々公表ということなんですけれども、果樹だとか飼料作物もどうなっているかというお話ございせんでしたか。とにかく法制定からもう三年もたつておるんですね。第五条の規定は言うまでもないと思ふんですけれども、農家の保護ということが大前提だと思ふんです。しかも、この法律の制定のときに全

会派一致で政府案について修正した部分があると思ふんです。一つは、「遵守することが望ましい」というのがありますが、それを「遵守すべき」だ

というふうなことで基準を設けて、その基準に基づいて種苗会社に対するきちんとしたものが出されまして、それから第二項には追加して、基準を遵守すべき旨の勧告ができるというのが入っておりますし、第三項には、勧告に従わない場合にはその旨も公表できるんだ、こういうふう

に言っているわけなんです。もう時間になりますので、最後にこれは大臣にまとめてお聞きしたいんですけれども、とにかく法律制定以来こういう時間がたつておるわけですから、繰り返しませんけれども、飼料穀物など、さつきも大臣言われました大事な部分について一

体基準がどうかと。基準設けなければ、その基準

に反した種苗会社に対する勧告もできませんし公表もできないわけですから、法律をつくつた国会無視と言つてもいいんじゃないかと思ふんです。ちよつと問題だと思ひます。これが一点。いつ、早くどうやるのかという点明らかにしてください。

それからもう一つ、その基準作成に当たつて大事な問題だと思ふんですけれども、牧草種子の場合には畜産局の自給飼料課がやつてますね、担当。それから穀物の場合には農産園芸局の農産課でしよう。それからまた園芸種子の場合には農産園芸局の種苗課と。言つてみれば縦割り行政でばらばらですよ。こういうような中であつて本當にやれるんだらうか、その生産、流通面等々。登録については確かに種苗課が統括したわけなんですけれども、やはりこの時点で種苗行政を総合的に進めていくと、そういうことが検討されてしかるべきではないか、この二点について大臣のお答えを求めて質問を終わります。

○国務大臣(田澤吉郎君) 種苗の育種の持つ役割りというのは非常に大きいわけでございまして、ことにわが国農林水産業の振興のためにいふんな要素はございまして、いわゆる育種の持つ役割りというのは非常に大きいわけでございまして、そういう意味では種子の生産、流通の面のいふんな点の整備というものは必要だと思ひますので、ただいま御指摘の点は十分検討していただきたいと、かように考えます。

○委員長(坂元親男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(坂元親男君) 委員の異動について御報告いたします。本日、坂倉藤吾君が委員を辞任され、その補欠として高杉迪忠君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

種苗法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。村沢君から発言を求められておりますので、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、ただいま可決されました種苗法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、種苗制度が我が国における育種振興と農業生産の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては、本制度の円滑な運用が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、新品種保護制度の目的に沿つた育種の振興等を図るため、迅速な品種登録の審査に資するよう、データの蓄積、審査基準の設定、審査技術の向上に努めること。
二、種苗の国際交流の円滑化と農業者の適切な種苗選定に資するため、品種特性の公表等を推進するとともに、種苗の検査等の改善及び品種特性の維持管理に努めること。
三、良質な種苗の生産、流通に資するため、種苗業者等が遵守すべき基準を早急に作成し、その適切な運用を図るとともに、種苗検査の厳正な実施に当たること。

四、優良な新品種の育成を推進するため、育種
素材としての遺伝資源の収集・保存等試験研
究体制の充実に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(坂元親男君) ただいま村沢君から提出
されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま
す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(坂元親男君) 全会一致と認めます。
よって、村沢君提出の附帯決議案は全会一致を
もって本委員会の決議とすることに決定いたしま
した。

ただいまの決議に対し、田澤農林水産大臣から
発言を求められておりますので、この際、これを
許します。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) ただいまの附帯決議に
つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまし
て、十分検討の上、善処するよう努力してまいり
たいと存じます。

○委員長(坂元親男君) なお、審査報告書の作成
につきましては、これを委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(坂元親男君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

昭和五十七年七月十七日印刷

昭和五十七年七月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K